

奈良県告示第九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成二十八年六月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

指定医療機関の名称又は氏名	指定医療機関の所在地又は住所	変更事項		変更年月日
		旧	新	
J i b u n 薬局郡山	大和郡山市城南町三六九―一	郡山ジョイフル薬局本店	J i b u n 薬局郡山	平成二十八年四月一日
J i b u n 薬局矢田山	大和郡山市矢田山町五九―二	郡山ジョイフル薬局矢田山店	J i b u n 薬局矢田山	平成二十八年四月一日
J i b u n 薬局小泉	大和郡山市小泉町東一―七―四 グラウンドウール郷一階	自分薬局小泉	J i b u n 薬局小泉	平成二十八年四月一日